

# 北海道地球温暖化防止対策条例の一部改正（素案）について

令和4年9月12日から10月25日に実施した道民意見提出手続の素案では、北海道地球温暖化防止対策条例の改正事項のみを記載していましたが、本素案は、条例の改正事項のみならず、雑則を除き、全条項を記載しており、文章に下線のある部分が現行条例からの改正を検討している箇所となります。

## 第1 条例の名称

### 1 名称

地球温暖化防止対策を推進する条例であることを明確に示している現名称を継続する。

また、地球温暖化防止対策への貢献にあたり、目指す北海道の姿が、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた「ゼロカーボン北海道」であることを道民の方々と共有していくため、本条例の通称を「ゼロカーボン北海道推進条例」とします。

## 第2 総則的事項

### 1 目的

この条例は、地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現（以下「ゼロカーボン北海道の実現」という。）に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者、道民及び観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）その他の法令と相まって、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保及び人類の福祉に寄与することを目的とするものとします。

### 2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

- (1) ゼロカーボン北海道 地球温暖化対策の推進によりゼロカーボン（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれていることをいう。以下同じ。）が実現されるとともに、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる北海道のことをいうものとします。
- (2) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいうものとします。

- (3) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいうものとします。
- (4) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する温室効果ガスをいうものとします。
- (5) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいうものとします。
- (6) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスその他自然の作用により絶えず補充されるエネルギー源であって規則で定めるもの（以下これらを「再生可能エネルギー源」という。）を利用して得られるエネルギーをいうものとします。
- (7) 気候変動影響 地球温暖化その他の気候の変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいうものとします。
- (8) 気候変動適応 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいうものとします。

### 3 基本理念

ゼロカーボン北海道の実現は、次に掲げる事項を基本とした取組により推進されなければならないものとします。

- (1) 全ての関係者の自主的かつ積極的な参加及び密接な連携の下に行われること。
- (2) 環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上を統合的に推進する必要があるとの認識の下に行われること。
- (3) 道内に豊富に存在する再生可能エネルギー源、森林その他の地域資源の有効な活用が図られること。

### 4 道の責務

- (1) 道は、基本理念にのっとり、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとします。
- (2) 道は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する施策の策定又は実施に当たっては、国、市町村、事業者及び道民と連携し、及び協働して取り組むものとします。
- (3) 道は、市町村、事業者、道民、環境保全活動団体（環境の保全を図ることを主たる目的として組織された団体をいう。）及びその他の民間団体が実施するゼロカーボン北海

道の実現に向けた取組を促進するための支援を行うものとします。

- (4) 道は、事業者及び道民のゼロカーボン北海道の実現に向けた行動変容及び自主的かつ積極的な取組を促進するために必要な措置を講ずるものとします。
- (5) 道は、大学その他試験研究機関と連携し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献する専門的な知識又は技術を有する人材の育成を図るものとします。
- (6) 道は、ゼロカーボン北海道の実現に資する調査研究及び技術開発の促進並びに産業の育成及び振興を図るものとします。
- (7) 道は、道民の生涯にわたる地球温暖化その他の環境に関する教育を推進し、及び道民の学習機会を提供するものとします。
- (8) 道は、事業者及び道民のゼロカーボン北海道に対する理解を深め、及びゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を促進するための分かりやすい情報の提供を行うものとします。
- (9) 道は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を率先して実施するものとします。

## 5 事業者の責務

- (1) 事業者は、ゼロカーボン北海道に対する理解を深め、その事業活動に際し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、国、道及び市町村が実施するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に協力するものとします。

## 6 道民の責務

- (1) 道民は、ゼロカーボン北海道に対する理解を深め、その日常生活において、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとします。
- (2) 道民は、国、道及び市町村が実施するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に協力するものとします。

## 7 観光旅行者等の責務

- (1) 観光旅行、余暇活動等の目的で一時的に道内に滞在する者（以下「観光旅行者等」という。）は、道内における温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとします。
- (2) 観光旅行者等は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に協力するものとします。

## 8 年次報告

知事は、毎年、議会に、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関して講じた施策について、報告を提出するものとします。

## 第3 ゼロカーボン北海道推進計画等

### 1 ゼロカーボン北海道推進計画

- (1) 知事は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の推進に関する計画（以下「ゼロカーボン北海道推進計画」という。）を定めるものとします。
- (2) ゼロカーボン北海道推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとします。
  - ア 計画期間
  - イ 温室効果ガスの排出の量の削減及び温室効果ガスの吸収の量に関する目標
  - ウ イの目標を達成するために必要な施策に関する事項
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の推進に関し必要な事項
- (3) 知事は、ゼロカーボン北海道推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴くものとします。
- (4) 知事は、ゼロカーボン北海道推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとしています。
- (5) 知事は、3（1）の評価を受けたときその他必要があると認めるときは、ゼロカーボン北海道推進計画を変更することができるものとしています。
- (6) （3）及び（4）は、ゼロカーボン北海道推進計画の変更について準用するものとしています。

### 2 ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の実施状況等の公表

知事は、毎年、ゼロカーボン北海道推進計画に基づく施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとします。

### 3 評価

- (1) 知事は、ゼロカーボン北海道推進計画に基づく施策について、定期的に学識経験者等による評価を受けるものとします。
- (2) 知事は、(1) の評価を受けたときは、その結果を公表するものとします。

### 4 地球温暖化対策指針

- (1) 知事は、次に掲げる措置に関する指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとします。
  - ア 事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置
  - イ 建築物について講ずべきエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に資するための措置
  - ウ 道民がその日常生活において講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置
- (2) 知事は、地球温暖化対策指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとします。
- (3) 知事は、必要があると認めるときは、地球温暖化対策指針を変更することができるものとします。
- (4) (2) は、地球温暖化対策指針の変更について準用するものとします。

## 第4 事業活動に関する地球温暖化対策

### 1 事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等

- (1) 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を把握するとともに、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する措置を講ずるよう努めるものとします。
- (2) 道は、事業者による自主的な温室効果ガスの排出の量の削減等の取組の促進を図るため、温室効果ガスの排出の量の把握の方法その他自主的な取組の推進に資する情報の提供を行うものとします。

### 2 カーボン・オフセットの促進

- (1) 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が困難であると判断した場合において、事業活動を行う場所以外の場所で実現した温室効果ガスの排出の量の

削減又は吸収の量等を購入すること、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動を実施すること等により、その排出の量の全部又は一部を埋め合わせること（以下「カーボン・オフセット」という。）を行うよう努めるものとします。

- (2) 事業者は、カーボン・オフセットを行うに当たっては、道内で実現した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動は、道内において行うよう配慮に努めるものとします。
- (3) 道は、事業者のカーボン・オフセットに対する理解及びその取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。

### 3 事業者温室効果ガス削減等計画書の作成等

- (1) 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定める期間ごとに、(2)に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業者温室効果ガス削減等計画書」という。）を作成し、知事に提出するものとしています。
- (2) 事業者温室効果ガス削減等計画書には、次に掲げる事項を記載するものとします。
  - ア 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - イ 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
  - ウ 温室効果ガスの排出の量の削減等のために講ずる措置及び当該措置を講ずることにより達成しようとする目標
  - エ 再生可能エネルギーの導入のために講ずる措置及び当該措置を講ずることにより達成しようとする目標
  - オ その他規則で定める事項
- (3) (1)により事業者温室効果ガス削減等計画書を提出した事業者は、(2)アからオまでに掲げる事項を変更したときは、変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書を知事に提出するものとしています。

○規則事項（規則で定める者）

(1)の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出を要する特定事業者のうち自動車運送事業に係る事業者の規模要件を拡大するものとします。

具体的には、以下のとおりとします。

その使用の本拠の位置を道内に登録している自動車の種類	保有台数	
	現行	改正後
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（トラック）	200台以上	100台以上
道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（バス）	200台以上	100台以上

道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（タクシー）	350台以上	150台以上
---	--------	--------

○規則で定める事項（（2）オその他規則で定める事項）

事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位、当該原単位に用いた指標及び当該指標の設定方法を報告するものとします。

#### 4 事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書

3（1）により事業者温室効果ガス削減等計画書を提出した事業者は、毎年度、温室効果ガスの排出の量及び事業者温室効果ガス削減等計画書（3（3）により変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書を提出した事業者にあつては、変更後のもの）に定めた措置の実施状況を記載した報告書（以下「事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書」という。）を作成し、知事に提出するものとしています。

○規則事項

事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書は、その提出期限を12月末日までとしているところですが、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく温室効果ガス算定排出量の報告書等の提出時期と合わせて、その提出期限を7月末日までとし、電子による方法での提出も可能とします。

#### 5 特定事業者以外の事業者による事業者排出量簡易報告書の作成等

（1） 特定事業者以外の事業者は、規則で定める期間ごとに、（2）に掲げる事項を記載した報告書（以下「事業者排出量簡易報告書」という。）を作成し、知事に提出することができるものとします。

（2） 事業者排出量簡易報告書には、次に掲げる事項を記載するものとします。

ア 特定事業者以外の事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 事業活動に伴い使用したエネルギーの量又は排出した温室効果ガスの量

ウ その他規則で定める事項

○規則事項（規則で定める時間）

事業者排出量簡易報告書を提出しようとする場合は、7月末日までに、報告するものとし、電子による方法での提出も可能とします。

○規則事項（（2）ウのその他規則で定める事項）

- ・ 事業者の概要を記載するものとします。
- ・ 事業者は温室効果ガスの排出の量の削減のために実施した取組又は再生可能エネルギーの導入のために実施した取組を任意で報告できるものとします。

※ 前回の道民意見提出手続の素案においては、「温室効果ガスの排出の量の削減のために実施した取組又は再生可能エネルギーの導入のために実施した取組」を必須の報告項目としていましたが、報告項目の簡素化のため、任意で報告できる項目とします。

## 6 事業者温室効果ガス削減等計画書等の公表

知事は、3（1）による事業者温室効果ガス削減等計画書の提出、3（3）による変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出、4による事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の提出又は5（1）による事業者排出量簡易報告書の提出があったときは、速やかに、これらを公表するものとします。

### ○規則事項

事業者排出量簡易報告書を提出する事業者は、公表する際に匿名にするかどうかを選択することが出来るものとします。

## 第5 交通に関する地球温暖化対策

### 1 公共交通機関等の利用への転換等

- (1) 道民は、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）及び原動機付自転車（同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）（以下これらを「自動車等」という。）のうち、自家用として使用されるもの（以下「自家用自動車等」という。）の使用に代えて、バス、鉄道その他の公共交通機関又は自転車（以下「公共交通機関等」という。）の利用に努めるものとしています。
- (2) 道は、道民の自家用自動車等の使用から公共交通機関等の利用への転換を促進するため、必要な措置を講ずるものとしています。
- (3) 事業者は、その事業活動において使用する自動車等により排出される温室効果ガスの量を削減し、及びその使用する従業員の通勤における自家用自動車等の使用を抑制するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

### 2 自動車等の適正な運転

自動車等を使用し、又は所有する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するため、自動車等の急な発進を避ける等運行方法を改善し、燃費を向上させるような自動車等の運転を行うよう努めるものとします。

### 3 自動車等のアイドリング・ストップ

- (1) 自動車等を運転する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するため、自動車等の駐車時又は停車時における原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行うよう努めるものとします。ただし、規則で定める場合は、この限りでないものとします。
- (2) 事業者は、その管理する自動車等を運転する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、指導その他適切な措置を講ずるよう努めるものとしています。
- (3) 駐車場（規則で定める規模以上のものに限る。以下「特定駐車場」という。）の設置又は管理をする者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、その旨を表示した看板の設置その他の規則で定める方法により周知するものとしています。
- (4) 特定駐車場以外の駐車場の設置又は管理をする者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、その旨を表示した看板の設置その他適当と認める方法により周知するよう努めるものとしています。

### 4 次世代自動車の選択等

- (1) 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、温室効果ガスを排出しない自動車又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車（以下これらを「次世代自動車」という。）を購入し、又は使用するよう努めるものとします。
- (2) 道は、自動車を使用しようとする者が次世代自動車（温室効果ガスを排出しない自動車に限る。）を使用するときは、その動力源として再生可能エネルギー源により発電された電気が使用されるよう、当該者に対し、情報の提供を行うものとします。

### 5 自動車販売事業者等による地球温暖化防止性能情報の説明

- (1) 過去に道路運送車両法第 58 条第 1 項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車（以下「新車」という。）の販売を行う事業者（以下「自動車販売事業者」という。）は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る温室効果ガスの排出の量その他規則で定める事項（以下「地球温暖化防止性能情報」という。）を、当該事項を記載した書面の交付その他適切な方法により説明するものとしています。
- (2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 1 項の規定による許可を受けて同法第 78 条に規定する自家用自動車を業として有償で貸し渡そうとする者は、当該自家用自動車を借り受けようとする者に対し、当該自家用自動車に係る地球温暖化防止性能情報について、(1) の方法により説明を行うよう努めるものとしています。

## 6 物資の輸送を請け負う事業者による輸送の合理化

物資の輸送を請け負う事業者は、物資の輸送等に伴い自動車等により排出される温室効果ガスの量の削減を図るため、配送の共同化その他の輸送の合理化に努めるものとします。

## 第6 機械器具に関する地球温暖化対策

### 1 温室効果ガスの排出量が少ない機械器具の購入等

エネルギーを消費する機械器具（自動車等を除く。以下単に「機械器具」という。）を購入し、又は使用しようとする者は、温室効果ガスの排出の量が少ない機械器具を購入し、又は使用するよう努めるものとしています。

### 2 省エネルギー性能情報の表示等

- (1) 未使用の機械器具であってエネルギーの消費量が相当程度多いものとして規則で定めるもの（以下「特定機械器具」という。）を販売する事業者（以下「特定機械器具販売事業者」という。）は、当該営業所に陳列する特定機械器具の見やすい位置に、規則で定める当該特定機械器具のエネルギーの消費量等に関する情報（以下「省エネルギー性能情報」という。）を表示し、又は特定機械器具を購入しようとする者に対し、省エネルギー性能情報を説明するものとしています。
- (2) 道は、機械器具を販売する事業者と連携し、機械器具を購入し、又は利用する事業者及び道民に対し、温室効果ガスの排出の量が少ない機械器具の普及の促進を図るために必要な情報の提供を行うものとします。

○規則事項（規則で定める機械器具）

特定機械器具に照明器具及び給湯器を追加します。

○規則事項（規則で定める台数）

特定機械器具の区分ごとに、5台以上とする要件は撤廃します。

## 第7 建築物に関する地球温暖化対策

### 1 建築物の建築等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等

- (1) 建築物の新築、増築、改築、修繕又は模様替（以下「新築等」という。）を行おうとする者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化その他温室効果ガスの排出の量の削減等に資するための措置を講ずるよう努めるものとします。

- (2) 建築士は、建築物の新築等の設計を行う場合には、建築物に係るエネルギーの使用の抑制に関する理解の促進を図るため、当該建築物に関する工事の請負契約の注文者に対し、情報の提供に努めるものとします。
- (3) 建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する情報の提供に努めるものとします。
- (4) 道は、建築事業者と連携して、本道の地域特性に応じて建築物に係るエネルギーの使用が抑制された建築物の普及の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。

## 2 建築物への地域材の利用の促進

- (1) 建築物の新築等を行おうとする者は、温室効果ガスの排出の量の削減等その他の環境への負荷の低減に資するよう、建築物における地域材（北海道森林づくり条例（平成14年北海道条例第4号）第13条第2項に規定する地域材をいう。以下同じ。）の利用に努めるものとします。
- (2) 道は、自ら整備する建築物における地域材の利用に努めるとともに、木造建築物の普及、建築物に係る木材利用に関する情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとします。

## 3 建築物環境配慮計画書の作成等

- (1) 次に掲げる行為をしようとする者（以下「特定建築主等」という。）は、当該行為に係る建築物に関し温室効果ガスの排出の量の削減等に資するために講ずる措置に関する計画書（以下「建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出するものとします。
  - ア 規則で定める規模以上の建築物の新築又は規則で定める規模以上の改築
  - イ 建築物の規則で定める規模以上の増築
- (2) 建築物環境配慮計画書には、次に掲げる事項を記載するものとします。
  - ア 特定建築主等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - イ 当該行為に係る建築物の名称及び所在地
  - ウ 当該行為に係る建築物の概要
  - エ 再生可能エネルギーの導入のための措置
  - オ 地域材の利用の有無

カ (1) ア及びイに掲げる行為の際に講ずる建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他温室効果ガスの排出の量の削減等に資するための措置

キ その他規則で定める事項

(3) 建築物の新築等（(1) ア及びイに掲げる行為を除く。）をしようとする者は、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができるものとしています。

(4) (1) 又は (3) により建築物環境配慮計画書を提出した者は、(2) アからキまでに掲げる事項を変更したときは、変更後の建築物環境配慮計画書を知事に提出するものとしています。

#### 4 工事完了の届出

3 (1) 又は (3) により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物に係る工事が完了したときは、その旨を知事に届け出るものとしています。

○ 規則事項

3 (1) の建築物環境配慮計画書及び4の届出は、電子による方法での提出も可能とします。

#### 5 建築物環境配慮計画書等の公表

知事は、3 (1) 若しくは (3) による建築物環境配慮計画書の提出、3 (4) による変更後の建築物環境配慮計画書の提出又は4による届出があったときは、速やかに、これを公表するものとしています。

#### 6 適用除外

1 から5まで（1 (1) を除く。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第18条各号のいずれかに該当する建築物については、適用しないものとします。

### 第8 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

#### 1 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 道は、率先して、再生可能エネルギーの導入を図るよう努めるものとしています。

(2) 道は、地域の再生可能エネルギー源を利用して得られた再生可能エネルギーについて、当該地域においてその利用が促進されるよう、地域における取組への支援その他の必要な措置を講ずるものとします。

- (3) 事業者及び道民は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、事業活動及び日常生活に関し、再生可能エネルギーの積極的な利用の推進に努めるものとします。

## 2 再生可能エネルギー計画書の作成等

- (1) 北海道の区域内においてエネルギーを供給している小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「再生可能エネルギー計画書」という。）を作成し、知事に提出するものとします。
- ア 小売電気事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - イ エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大に関し事業者が自ら定める目標
  - ウ イの目標を達成するための基本方針及びその基本方針に基づき講ずる措置
  - エ その他規則で定める事項
- (2) 北海道の区域内においてエネルギーを供給している事業者（小売電気事業者を除く。）は、再生可能エネルギー計画書を作成し、知事に提出することができるものとします。
- (3) (1)又は(2)により再生可能エネルギー計画書を提出した事業者は、(1)アからエまでに掲げる事項を変更したときは、変更後の再生可能エネルギー計画書を知事に提出するものとします。

※ 前回の道民意見提出手続の素案においては、「調達する電気の電源構成見込、道内で発電された再生可能エネルギーによる電気の調達量見込」を計画書に記載する事項として追加することとしましたが、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第10条第1項第2号に該当することから、追加しないものとします。

## 3 再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告

- 2 (1)又は(2)により再生可能エネルギー計画書を提出した事業者は、毎年度、2 (1)イの目標の達成状況その他規則で定める事項を知事に報告するものとします。

### ○規則事項

2 (1)の再生可能エネルギー計画書及び3の報告は、その提出期限を6月1日までとしているところですが、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）の規定に基づく非化石エネルギー源の利用目標達成計画の提出時期と合わせて、その提出期限を7月末日までとし、電子による方法での提出も可能とします。

○規則事項

再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告の項目は、調達する電気の電源構成及び地域の再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量を追加します。

#### 4 再生可能エネルギー計画書等の公表

- (1) 知事は、2（1）若しくは（2）による再生可能エネルギー計画書の提出、2（3）による変更後の再生可能エネルギー計画書の提出又は3による報告があったときは、速やかに、これを公表するものとしています。
- (2) 小売電気事業者は、他の事業者及び道民に対し、再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、再生可能エネルギー源により発電された電気の量その他の必要な情報の提供に努めるものとします。

### 第9 温室効果ガスの吸収作用及び固定作用の保全等

#### 1 森林の整備の推進等

- (1) 事業者及び道民は、森林の整備の推進及び保全の確保並びに地域材の利用の促進に係る道が実施する取組に協力するよう努めるものとします。
- (2) 道は、森林の整備の推進及び保全の確保を図るとともに、地域材の利用を促進するものとします。
- (3) 道は、森林が有する温室効果ガスの吸収作用及び固定作用に関する事業者及び道民の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとしています。

#### 2 藻場等の保全等

- (1) 道は、温室効果ガスの吸収作用及び固定作用を有する藻場、干潟等の保全等の取組を推進するよう努めるものとします。
- (2) 道は、藻場、干潟等が有する温室効果ガスの吸収作用及び固定作用に関する情報の収集を行うとともに、事業者及び道民に対し、当該情報の提供を行うものとします。

#### 3 自然の生態系の保全等

道は、温室効果ガスの吸収作用及び固定作用を有する森林、藻場、干潟、湿地等を保全等のため、自然の生態系の保全及び適正な管理に努めるものとします。

## 第10 気候変動適応に関する施策

### 1 気候変動適応に関する施策の推進

道は、地域の特性を踏まえ、気候変動適応に関する施策を推進するものとします。

### 2 北海道気候変動適応センター

道は、道内における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、北海道気候変動適応センターを設置し、及び運営するものとします。

## 第11 ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等

### 1 ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興

道は、ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興を図るものとします。

### 2 製品又はサービスの開発等

- (1) 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減された、若しくは削減等に寄与する製品又はサービスの開発、販売若しくは提供を行うよう努めるものとします。
- (2) 道は、(1)の製品及びサービスの普及を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。

## 第12 ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等

### 1 ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に対する理解の促進

- (1) 道は、事業者及び道民がそれぞれ実施するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組について、相互の理解を深めるため、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関し、その従業員の理解を深めるため、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

## 2 北海道クールアース・デイ

- (1) 地球温暖化対策の重要性を再認識し、地球温暖化の防止に向けた道民の理解と意識の高揚を図る機会とするため、毎年7月7日を北海道クールアース・デイと定めています。
- (2) 道は、北海道クールアース・デイ及びこれに近接する期間に、事業者及び道民の地球温暖化についての関心及び理解を深め、並びに地球温暖化の防止のための行動を促すための取組を集中的に行うものとしています。
- (3) 道民は、(2)の取組に自主的かつ積極的に参加するよう努めるものとしています。

## 第13 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の形成

### 1 道民の温室効果ガスの排出の量の削減等の取組

- (1) 道は、道民が日常生活における温室効果ガスの排出の量を把握し、その排出の量に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等の取組を実施することができるよう、温室効果ガスの排出の量の把握の方法その他の自主的な取組の促進に資する情報の提供を行うものとし、
- (2) 事業者及び民間団体は、(1)の温室効果ガスの排出の量の削減等の取組を実施する道民に対し、積極的に支援するよう努めるものとし、

### 2 行事、催し物等におけるゼロカーボンの実現に資する取組の促進

- (1) 事業者及び道民は、行事、催し物等の開催に当たっては、企画の段階から開催後までの段階において、ゼロカーボンの実現に配慮するよう努めるものとし、
- (2) 行事、催し物等に参加する事業者、道民及び観光旅行者等は、当該行事、催し物等の主催者が実施するゼロカーボンの実現に資する取組に協力するよう努めるものとし、
- (3) 道は、行事、催し物等における当該行事、催し物等の主催者が実施するゼロカーボンの実現に資する取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとし、

### 3 地産地消の推進

- (1) 事業者及び道民は、輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、農林水産物の積極的な地産地消に努めるものとし、

(2) 道は、北海道以外の地域からの農林水産物の輸送に係る温室効果ガスの排出の量の削減に貢献するため、道民及び食品若しくは木製品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者に対し、積極的な地産地消を促進するよう努めるものとします。

#### 4 環境物品等の購入等の促進

事業者及び道民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等をいう。）を選択するよう努めるものとします。

#### 5 廃棄物の発生の抑制等

廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスの量の削減を図るため、事業者は廃棄物の発生の抑制、使用済物品の再使用又は再生利用に、道民及び観光旅行者等は廃棄物の発生の抑制、使用済物品の再使用又は市町村が行う分別回収への協力を努めるものとします。

#### 6 冷暖房時の温度等

事業者、道民及び観光旅行者等は、その活動する場所において冷暖房設備を使用するときは、適切な温度に保つよう努めるとともに、事業者は、その従業員が勤務中において当該適切な温度に応じた衣服を着用することができるよう努めるものとします。

### 第 14 雑則

#### 1 財政上の措置

道は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。